

事 務 連 絡
令和6年11月29日

各都道府県財政担当課
各都道府県市区町村担当課
各都道府県議会事務局
各指定都市財政担当課
各指定都市議会事務局

} 御中

総務省自治財政局財政課

令和6年度補正予算（第1号）に伴う対応等について

政府は、令和6年11月29日に、令和6年度補正予算（第1号）の概算について閣議決定したところであります（別添資料参照）。

これに伴う財政措置等として別紙のとおり講ずることを予定しておりますので、お知らせいたします。

貴都道府県内の市区町村及び市区町村議会に対しても速やかに措置の内容を御連絡いただくようお願い申し上げます。

【担当】

総務省自治財政局

財政課財政計画係 西林

電話 03-5253-5612

(別 紙)

第1 国の補正予算

政府は、令和6年11月29日に令和6年度補正予算（第1号）の概算について閣議決定し（別添資料参照）、国会に提出する予定である。

今回の補正予算においては、歳出面で、日本経済・地方経済の成長（全ての世代の現在・将来の賃金・所得を増やす）5兆7,505億円、物価高の克服（誰一人取り残されない成長型経済への移行に道筋をつける）3兆3,897億円、国民の安心・安全の確保（成長型経済への移行の礎を築く）4兆7,909億円、地方交付税交付金1兆398億円等を追加計上するほか、既定経費の減額1兆6,303億円の修正減少額を計上している。

また、歳入面で、税収3兆8,270億円、税外収入1兆8,668億円、前年度剰余金受入1兆5,595億円、公債金6兆6,900億円（建設公債3兆800億円及び特例公債3兆6,100億円）を追加計上している。

この結果、一般会計予算の規模は、歳入歳出とも令和6年度当初予算に対し、13兆9,433億円増加し、12兆6,150億円となっている。

第2 補正予算に係る財政措置等

今回の補正予算においては、国税収入の決算等に伴い地方交付税が増額されるとともに、歳出の追加に伴う地方負担の増加が生じること等から、以下のとおり措置を講ずる予定である。

1 地方交付税

今回の補正予算において、「地方交付税法」（昭和25年法律第211号）第6条第2項の規定に基づき増額される令和6年度分の地方交付税の額は、2兆748億円（令和5年度国税決算に伴う地方交付税法定率分の増額7,793億円及び令和6年度国税収入の補正に伴う地方交付税法定率分の増額1兆2,955億円）である。

(1) 以下のとおり、1兆1,926億円を令和6年度の地方交付税総額に加算して増額交付する措置を講ずることとしていること。

① 普通交付税の調整額を復活するとともに、国の補正予算における歳出の追加に伴う地方負担及び地方公務員の給与改定を実施する場合に必要な経費の一部を措置するため、令和6年度の地

方交付税を6,946億円（普通交付税6,529億円及び特別交付税417億円）増額交付することとしていること。

この普通交付税の増額交付に対応して、令和6年度に限り、基準財政需要額の費目に「臨時経済対策費（仮称）」及び「給与改定費（仮称）」を創設するとともに、調整額を復活することとしていること。

- ② 令和7年度及び令和8年度における臨時財政対策債の元利償還金の一部を償還するための基金の積立てに要する経費の財源を措置するため、令和6年度の普通交付税を4,000億円増額交付することとしていること。

これに対応して、令和6年度に限り、基準財政需要額の費目に「臨時財政対策債償還基金費（仮称）」を創設することとしていること。

なお、「臨時財政対策債償還基金費（仮称）」の算定額については、令和7年度及び令和8年度の「臨時財政対策債償還費」からそれぞれ当該算定額の2分の1に相当する額を控除することとなることから、各地方公共団体においては、この措置に対応し令和6年度内に減債のための基金に積立てを行うなど適切に対応されたいこと。

- ③ 上記①の417億円に加えて、令和6年能登半島地震による災害に係る財政需要に対応するため、令和6年度の特別交付税の総額に980億円加算することとしていること。

- ④ 上記①②に伴い、普通交付税の再算定を行うこととしていること。普通交付税の再算定の詳細については、別途お知らせする予定であること。

- (2) 令和6年度地方財政計画において「地域デジタル社会推進費」を計上するために活用することとしていた令和6年度の地方公共団体金融機構の公庫債権金利変動準備金2,000億円について、その活用時期を見直すこととしていること。

- (3) 6,822億円については、令和7年度分として交付すべき地方交付税の総額に加算して交付する措置を講ずることとしていること。

以上の措置を講ずるため、「地方交付税法及び特別会計に関する法律の一部を改正する法律案（仮称）」を国会に提出する予定であること。

2 追加の財政需要

今回の補正予算においては、歳出の追加に伴う地方負担が生じることから、これに対しては以下のとおり財政措置を講ずることとしている。

なお、詳細については、別途お知らせする予定である。

- (1) 今回の補正予算により令和6年度に追加されることとなる投資的経費に係る地方負担については、原則として、その100%まで地方債を充当できることとし、以下に掲げるものを除き、後年度における元利償還金の50%（当初における地方負担額に対する算入率が50%を超えるものについては、当初の算入率）を公債費方式により基準財政需要額に算入することとしていること。

① 災害復旧事業債

ア 補助災害復旧事業債

補助災害復旧事業債の後年度における元利償還金（公営住宅の災害復旧に係るものを除く。）については、その95%を公債費方式により基準財政需要額に算入すること。

イ 災害対策債

- (ア) なりわい再建支援事業（地方公共団体が補助する経費の2/3を国が補助する場合）、令和6年能登半島地震による災害の災害廃棄物処理事業及び令和6年9月20日からの大雨による災害の災害廃棄物処理事業に係る災害対策債の後年度における元利償還金については、その95%を公債費方式により基準財政需要額に算入すること。

なお、災害対策債の発行要件を満たさない地方公共団体については、地方負担額の95%を特別交付税により措置すること。ただし、なりわい再建支援事業については、地方公共団体が補助する経費の1/2を国が補助する場合は地方負担額の70%を特別交付税により措置すること。

- (イ) 上記（ア）の災害廃棄物処理事業以外の災害廃棄物処理事業については、地方負担額の80%を特別交付税により措置した上で、残余について、災害対策債の発行要件を満たす地方公共団体においては、災害対策債の後年度における元利償還金の57%を特別交付税により措置すること。

ウ 一般単独災害復旧事業債

一般単独災害復旧事業債の後年度における元利償還金については、地方公共団体の財政力に応じ、その47.5%～85.5

%を公債費方式により基準財政需要額に算入すること。

エ 地方公営企業災害復旧事業債

地方公営企業災害復旧事業債の後年度における元利償還金については、一般会計からの繰出額に応じ、その最大50%までを特別交付税により措置すること。

② 公営企業債

当初における一般会計からの繰出額の一部に対する算定と同様の方式により措置すること。

③ 令和6年能登半島地震への対応及び、令和6年9月20日から
の大雨への対応に伴う投資的経費（災害復旧事業を除く。）に係
る補正予算債

令和6年能登半島地震への対応及び、令和6年9月20日から
の大雨への対応（令和6年能登半島地震による災害に係る「災害
対策基本法施行令」（昭和37年政令第288号）第43条第3
項の地方公共団体の対応に限る。）に伴う投資的経費（災害復旧
事業を除く。）に係る補正予算債の後年度における元利償還金に
ついては、その80%を公債費方式により基準財政需要額に算入
すること。

(2) 今回の補正予算により令和6年度に追加されることとなる地方債
の対象とならない経費については、上記1(1)の地方交付税の増額交
付等の中で対応することとしていること。

3 物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金の増額

今回の補正予算においては、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付
金を1兆908億円（うち低所得世帯支援枠4,908億円、推奨事業
メニュー分6,000億円）増額することとされている。

第3 地方公務員の給与改定

本年の国家公務員の給与改定については、「公務員の給与改定に関する
取扱いについて」（令和6年11月29日閣議決定）において、その取扱
いが決定されたところであるが、地方公務員の給与改定については、「地
方公務員の給与改定等に関する取扱いについて」（令和6年11月29日
付け総務副大臣通知）で通知したとおり、「地方公務員法」（昭和25年
法律第261号）の趣旨に沿って適切に対応されたい。

当該給与改定に係る一般財源所要額については、地方財政計画上の追加
財政需要額（4,200億円）の一部及び上記第2の1(1)の地方交付税の

増額交付の中で対応することとしているので、留意されたい。

第4 その他

「国民の安心・安全と持続的な成長に向けた総合経済対策」（令和6年11月22日閣議決定）においては、「経済対策を速やかに執行し、一刻も早く支援をお届けする。このため、全府省庁の連携の下、地方公共団体等への周知を徹底し、国・地方が一体となって、できる限り早期の執行に努める」とされていることに留意されたい。

令和6年度一般会計補正予算（第1号）等について

令和6年11月29日

（単位 億円）

第一 一般会計予算の補正

1 歳出の補正額

（歳出の追加額）

(1)	日本経済・地方経済の成長 ～全ての世代の現在・将来の賃金・所得を増やす～	57,505
(2)	物価高の克服 ～誰一人取り残されない成長型経済への移行に道筋をつける～	33,897
(3)	国民の安心・安全の確保 ～成長型経済への移行の礎を築く～	47,909
	小計	139,310
(4)	その他の経費	1,768
(5)	国債整理基金特別会計へ繰入	4,259
(6)	地方交付税交付金	10,398
	計	155,736

（歳出の修正減少額）

既定経費の減額	△	16,303
合計		139,433

2 歳入の補正額

(歳入の追加額)

(1) 租税及印紙収入	38,270
(2) その他収入	18,672
(3) 公債金	66,900
① 公債金	30,800
② 特例公債金	36,100
(4) 前年度剰余金受入	15,595
計	139,436

(歳入の修正減少額)

その他収入	△	4
-------	---	---

合	計	139,433
---	---	---------

(備考) 上記の補正により、令和6年度一般会計歳入歳出予算総額は、それぞれ1,265,150億円となる。

なお、計数については、それぞれ四捨五入によっているため、端数において合計とは合致しないものがある。

地方交付税交付金の歳出の追加額は、1(1)に含まれる7,926億円と1(6)10,398億円を合わせて、18,324億円。

第二 特別会計予算の補正

エネルギー対策特別会計、交付税及び譲与税配付金特別会計など11特別会計について、所要の補正を行う。

第三 政府関係機関予算の補正

株式会社日本政策金融公庫について、所要の補正を行う。

令和6年度一般会計補正予算（第1号）フレーム

(単位：億円)

歳 出		歳 入	
1. 日本経済・地方経済の成長 ～全ての世代の現在・将来の賃金・所得を増やす～		1. 税収	38,270
2. 物価高の克服 ～誰一人取り残されない成長型経済への移行に道筋をつける～		2. 税外収入（注3）	18,668
3. 国民の安心・安全の確保 ～成長型経済への移行の礎を築く～			
小 計（経済対策関係経費）		3. 前年度剰余金受入	15,595
4. その他の経費			
5. 国債整理基金特別会計へ繰入			
6. 地方交付税交付金（注2）		4. 公債金 （1）建設公債 （2）特例公債	66,900 30,800 36,100
7. 既定経費の減額			
合 計		合 計	139,433

(注1) 計数はそれぞれ四捨五入によっているので、端数において合計とは一致しないものがある。
(注2) 経済対策関係経費計上分（7,926億円）と合わせて、地方交付税交付金全体で18,324億円。
(注3) うち「AⅠ・半導体産業基盤強化フレーム」分は13,054億円。